

R 2 鳴門高等学校 防球ネット改修工事

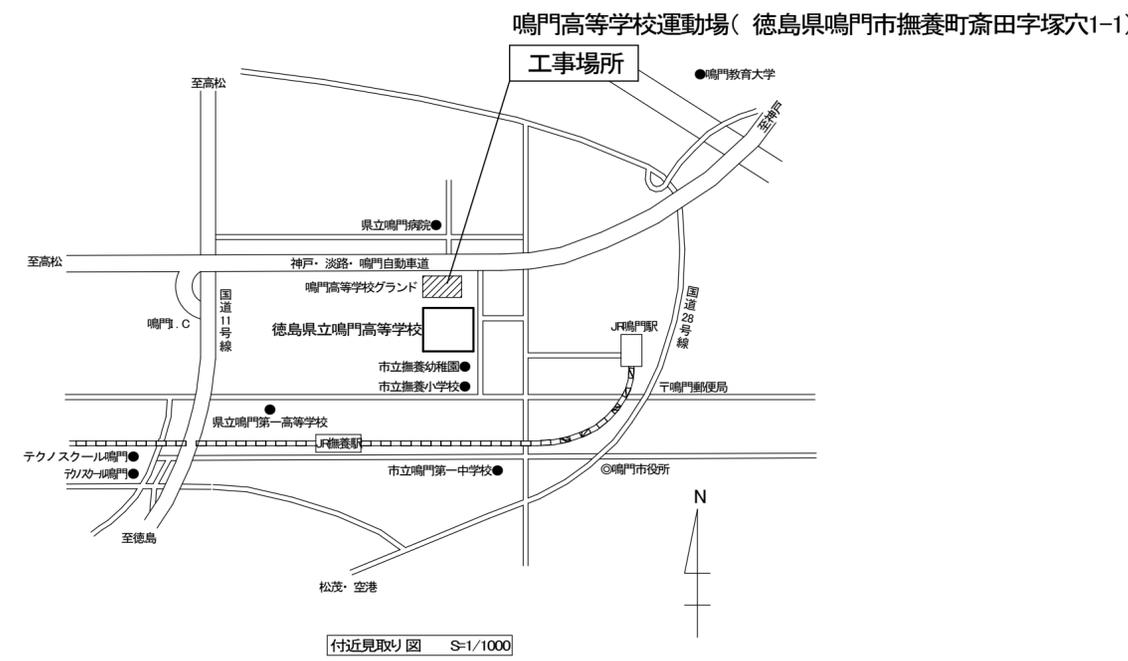
目 次			
建 築		電 気	
番号	図 面 名	番号	図 面 名
B-001	工事概要 特記仕様書1	E-001	電気工事仕様書
B-002	特記仕様書2	E-002	動力設備系統図（改修前・後）
B-003	特記仕様書3 付近見取り図	E-003	動力設備図
B-004	配置図		
B-005	天井ネット取付平面図		
B-006	電動ウインチ及び配線取付図・垂れネット取付図		

課 長	副 課 長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

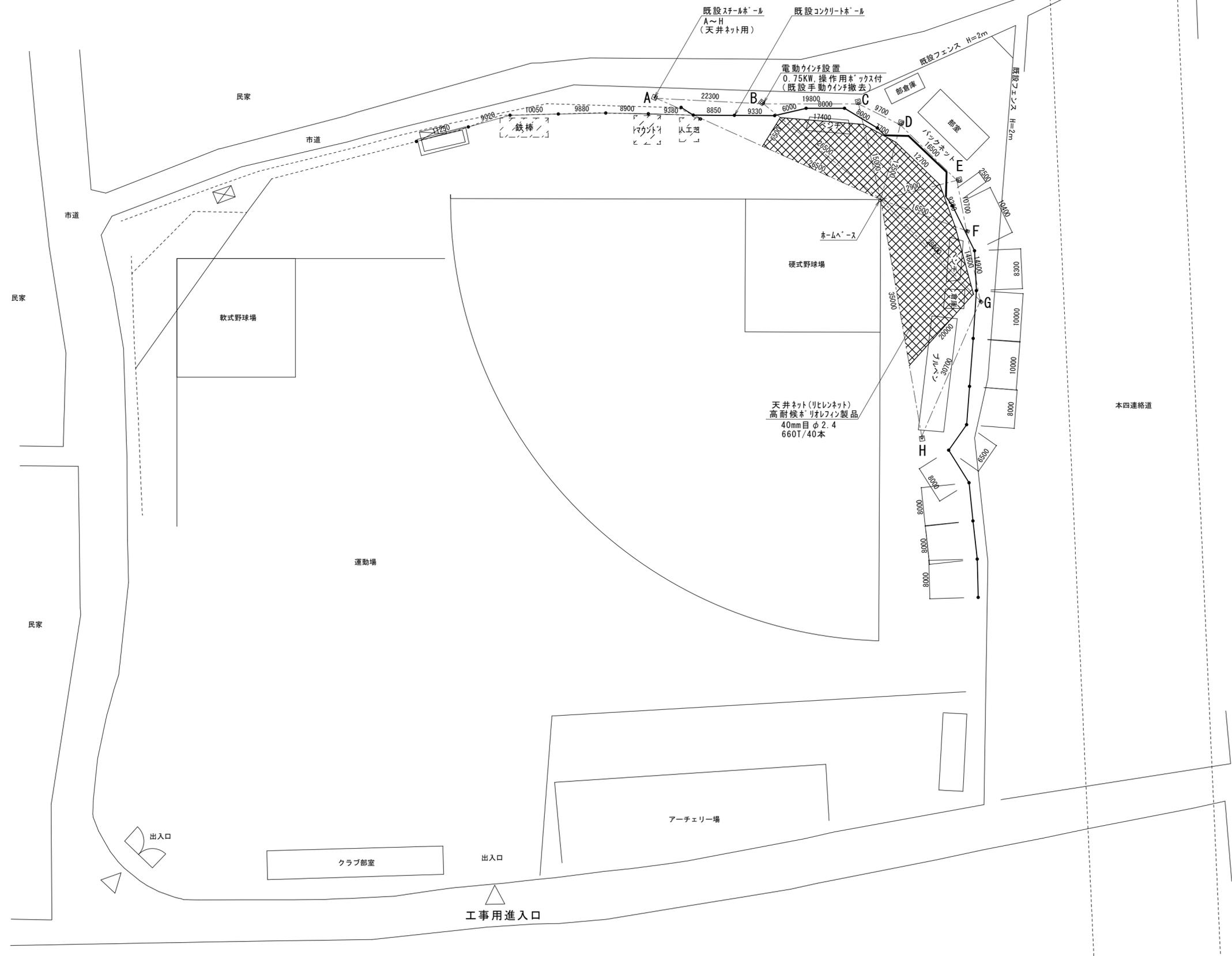
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																										
一章 一般 共通 事項	6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	7. 化学物質を発生する建築材料等	<p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は発注者へ問い合わせ、工事に漏漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工中作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工中作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工中作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工中作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工中作業 ・ 合成ゴムシート防水工中作業 ・ 塩化ビニルシート防水工中作業 ・ セメント系防水工中作業 ・ シーリング防水工中作業 ・ 改質777ポット工法防水工中作業 ・ 改質777ポット常温粘着工法防水工中作業 ・ FRP防水工中作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工中作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工中作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工中作業 ・ カーペット系床仕上げ工中作業 ・ 鋼製下地工中作業 ・ ボード仕上げ工中作業 ・ カーテン工中作業 ・ 木質系床仕上げ工中作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>補装</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工中作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調機器施工</td> <td>・ 冷凍空調機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工中作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工中作業	鉄骨	鉄工	・ 構造鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工中作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工中作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工中作業 ・ 合成ゴムシート防水工中作業 ・ 塩化ビニルシート防水工中作業 ・ セメント系防水工中作業 ・ シーリング防水工中作業 ・ 改質777ポット工法防水工中作業 ・ 改質777ポット常温粘着工法防水工中作業 ・ FRP防水工中作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工中作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業		かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工中作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工中作業 ・ カーペット系床仕上げ工中作業 ・ 鋼製下地工中作業 ・ ボード仕上げ工中作業 ・ カーテン工中作業 ・ 木質系床仕上げ工中作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	補装	造園	・ 造園工中作業	機械設備	冷凍空調機器施工	・ 冷凍空調機器施工作業	8. 施工	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと	11. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <p>・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・原因版)</p> <p>・ 工事写真(写真帳 1部(着手前・竣工)、電子データ 2部)</p> <p>・ 使用材料一覧表(4部、うち3部は竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)</p> <p>・ 保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相対額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相対額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																
仮設	とび	・ とび作業																																																																																
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工中作業																																																																																
型枠	型枠施工	・ 型枠工中作業																																																																																
鉄骨	鉄工	・ 構造鉄工作業																																																																																
防水	防水施工	・ アスファルト防水工中作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工中作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工中作業 ・ 合成ゴムシート防水工中作業 ・ 塩化ビニルシート防水工中作業 ・ セメント系防水工中作業 ・ シーリング防水工中作業 ・ 改質777ポット工法防水工中作業 ・ 改質777ポット常温粘着工法防水工中作業 ・ FRP防水工中作業																																																																																
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																
木	建築大工	・ 大工工中作業																																																																																
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																
左官	左官	・ 左官作業																																																																																
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																
	ガラス施工	・ ガラス工中作業																																																																																
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工中作業 ・ カーペット系床仕上げ工中作業 ・ 鋼製下地工中作業 ・ ボード仕上げ工中作業 ・ カーテン工中作業 ・ 木質系床仕上げ工中作業																																																																																
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																
補装	造園	・ 造園工中作業																																																																																
機械設備	冷凍空調機器施工	・ 冷凍空調機器施工作業																																																																																
区分	サイズ																																																																																	
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																	
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																	
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																	
	7. 化学物質を発生する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	9. 技能士の適用	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと	12. 火災保険	◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。																																																																												
			10. 工事検査及び技術検査	◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	13. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。																																																													
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																
3千万円未満	—	1回																																																																																
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																
1億円以上	2回	3回																																																																																

	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R2鳴門高等学校 防球ネット改修工事	●図面番号 B-002	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
		●図面名 特記仕様書2	●縮尺 NON	

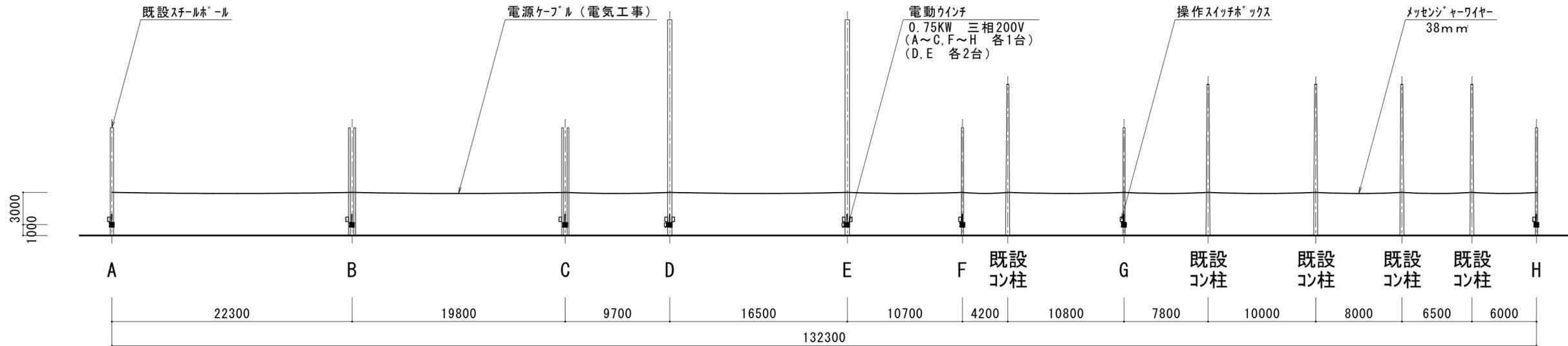
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
二章 改修 仮設 工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	三章 防球 ネット 工事	1. 材料	◎ 使用材料 ・防球ネット：高強力・高耐候性ポリオレフィン繊維 目合 線径 より数 40.0mm φ2.4 660T/40本（天井ネット） ・メッセンジャーワイヤー 38mm ² 垂鉛メッキ付着量200g/m ² 以上（JIS G 3537 1種A級） ・巻付グリップ 38mm ² 用 垂鉛メッキ付着量230g/m ² 以上（JIS G 3506） ・ターンバックル、バンド 付着量350g/m ² 以上（JIS H 8641） ・電動ウインチ（塗装式） 0.75KW 三相 200V（操作スイッチボックス付き）単独操作用 ※ウインチ台は、再利用するのでボルト位置等を確認の上、取り付ける。 ◎ 金物類の垂鉛メッキ付着量の検査は、溶融垂鉛メッキ試験方法（JIS H 0401）による工場試験証明書とする。（標仕表14.2.2）			
	2. ベンチマーク	◎設計GLは、図示による。ただし、監督員の指示により決定する。		2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、納入仕様書を提出し、監督員の承諾を得ること。			
	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さ2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。						
	3. 養生	◎既存部分の養生範囲は、資材搬入経路とする。（養生方法：覆工板等）						
	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度）・ <u>設けない</u> ）						
	5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用（出来る・ <u>出来ない</u> ）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る・ <u>出来ない</u> ）、用水料金（有償・無償）						
	6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（図示の場所に <u>用意していないので業者にて</u> ）設けること。						
	7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。						



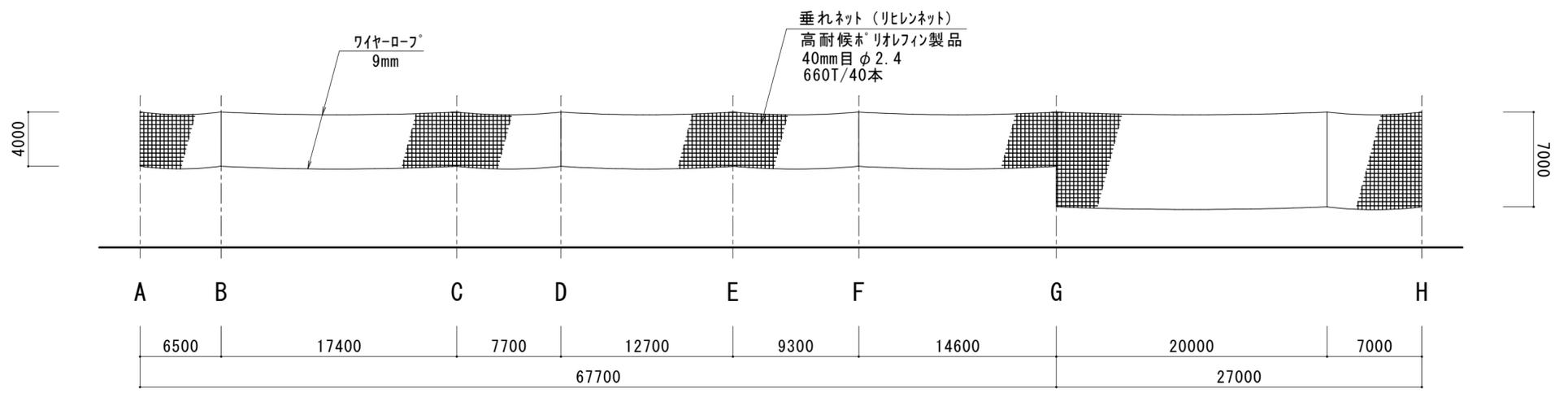
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R2 鳴門高等学校 防球ネット改修工事	●図面番号 B-003	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 特記仕様書3 付近見取り図	●縮尺 NON	



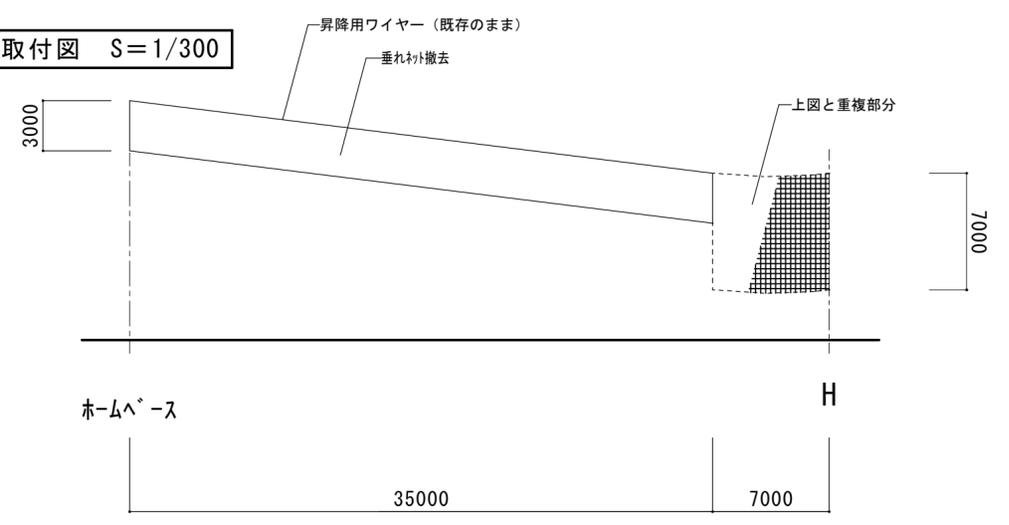
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R2鳴門高等学校 防球ネット改修工事	●図面番号 B-004	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 配置図	●縮尺 1/600	



電動ウインチ及び配線取付図 S=1/300



垂れネット取付図 S=1/300



グラウンド部垂れネット撤去図 S=1/300

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R2鳴門高等学校 防球ネット改修工事	●図面番号	B-006	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名	電動ウインチ及び配線取付図・垂れネット取付図	●縮尺	1/300	

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
動力設備	図示部分の器具の新設及びそれに伴う配管配線工事一式。
撤去工事	図示部分の不要となる機器、配管配線等の撤去工事一式。

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様I(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 - 本工事の建物分類は(特定の施設・**一般の施設**)であり、地域係数は(1.0・**0.9**)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次のよう。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)
 - 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

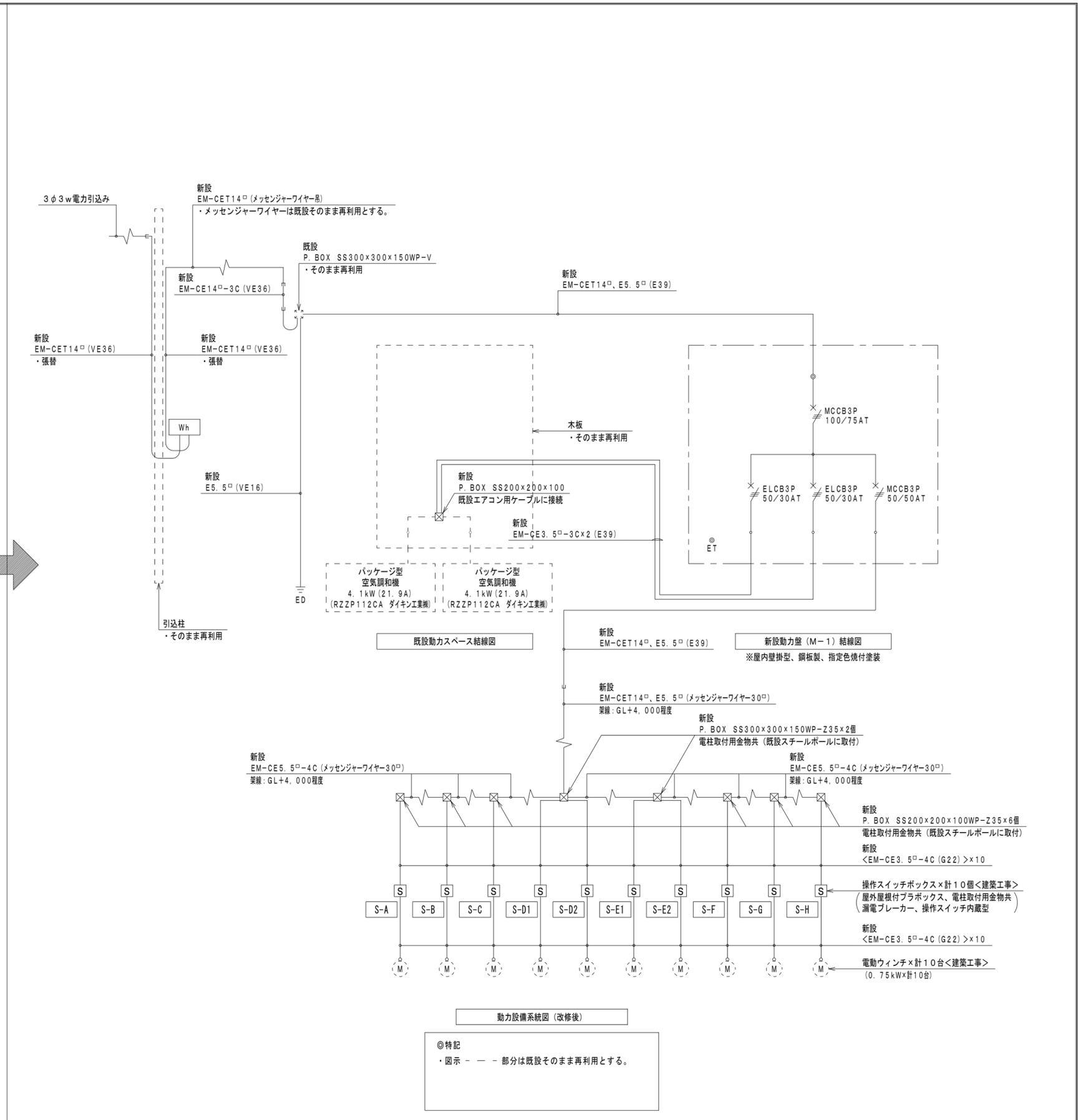
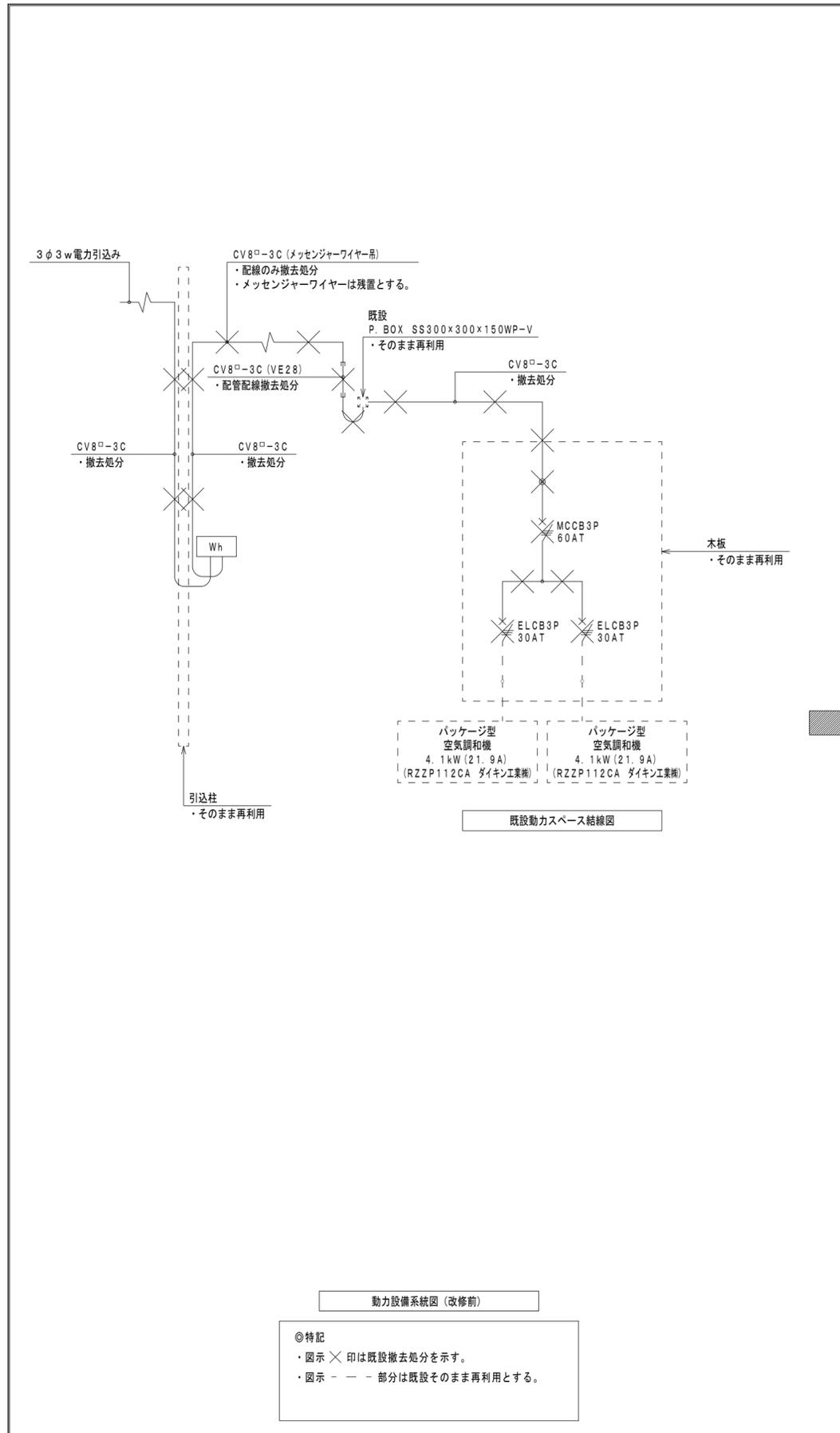
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートは材質は新金属とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、 (ステンレス製 ・ **鋼板製**)とし、 (メラミン焼付塗装 ・ **溶融亜鉛めっき製** ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- ED接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備 (蓄電池を含む) ・ 配電盤)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
(⊙ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4)
なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm2以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5Iにより行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

		●工事名	●図面番号	坂口建築設計室
	徳島県教育委員会施設整備課	R 2 鳴門高等学校 防球ネット改修工事	E-001	一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司
		●図面名	●縮尺	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号
		電気工事仕様書	NON	TEL (088) 664-0878



徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R2鳴門高等学校 防球ネット改修工事	●図面番号 E-002	坂口建築設計室
	●図面名 動力設備系統図 (改修前・後)	●縮尺 NON	一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878

